

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目次

◇ 条 例

ページ

- 北九州市議会委員会条例の一部を改正する条例【市議会事務局議事課】 3

◇ 告 示

- 認可地縁団体からの告示事項の変更の届出【総務市民局地域・人づくり部地域振興課】 4

◇ 上下水道局

- 公共下水道の供用及び終末処理場による下水処理の開始（4件）【上下水道局下水道部下水道保全課】 5
- 公共下水道の供用区域の一部変更（2件）【上下水道局下水道部下水道保全課】 10

◇ 公営競技局

- 特定調達契約の相手方の決定【公営競技局ボートレース事業課】 12

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市議会委員会条例の一部を改正する条例

議会運営委員会の委員の定数を8人から7人に改めることにしました。
この条例は、令和6年12月4日から施行することにしました。

北九州市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 1 2 月 4 日

北九州市長 武 内 和 久

北九州市条例第 3 9 号

北九州市議会委員会条例の一部を改正する条例

北九州市議会委員会条例（昭和 5 1 年北九州市条例第 4 7 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「 8 人」を「 7 人」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

北九州市告示第460号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、認可地縁団体から次のとおり告示事項の変更の届出があった。

令和6年12月9日

北九州市長 武内和久

1 認可地縁団体の名称

上横代自治会

2 代表者の変更

変更前後の別	代表者の氏名	代表者の住所
変更前	安野範彦	北九州市小倉南区大字横代150番地 3
変更後	白山康夫	北九州市小倉南区大字横代114番地 2

3 変更年月日

令和6年4月1日

北九州市上下水道局告示第35号

次のとおり公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始する。

その関係図面は、この告示の日から供用及び下水の処理を開始すべき日の前日まで北九州市上下水道局下水道部下水道保全課及び北九州市小倉北区役所まちづくり整備課において一般の縦覧に供する。

令和6年12月9日

北九州市上下水道局長 持山 泰生

1 供用及び下水の処理を開始すべき年月日

令和6年12月9日

2 下水を排除及び処理すべき区域

下水を排除及び処理すべき区域
北九州市小倉北区西港町の一部
〃 〃 高浜一丁目の一部
〃 〃 寿山町の一部

3 排水施設の位置及び合流式又は分流式の別

排水施設の位置	合流式又は分流式の別
北九州市小倉北区西港町地内、高浜一丁目地内及び寿山町地内の各一部	分流式

4 終末処理場の位置及び名称

北九州市小倉北区西港町96番3号

北九州市日明浄化センター

北九州市上下水道局告示第36号

次のとおり公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始する。

その関係図面は、この告示の日から供用及び下水の処理を開始すべき日の前日まで北九州市上下水道局下水道部下水道保全課及び北九州市小倉南区役所まちづくり整備課において一般の縦覧に供する。

令和6年12月9日

北九州市上下水道局長 持山 泰生

1 供用及び下水の処理を開始すべき年月日

令和6年12月9日

2 下水を排除及び処理すべき区域

下水を排除及び処理すべき区域	
北九州市小倉南区朽網東二丁目の一部	
〃	〃 下石田二丁目の一部
〃	〃 徳吉東五丁目の一部
〃	〃 津田一丁目の一部
〃	〃 葛原東五丁目の一部
〃	〃 徳力二丁目の一部
〃	〃 蛭田若園三丁目の一部
〃	〃 長野一丁目の一部
〃	〃 大字木下の一部
〃	〃 上石田三丁目の一部

3 排水施設の位置及び合流式又は分流式の別

排水施設の位置	合流式又は分流式の別
北九州市小倉南区朽網東二丁目地内、下石田二丁目地内、徳吉東五丁目地内、津田一丁目地内、葛原東五丁目地内、徳力二丁目地内、蛭田若園三丁目地内、長野一丁目地内、大字木下地内及び上石田三丁目地内の各一部	分流式

- 4 終末処理場の位置及び名称
北九州市小倉北区西港町96番3号
北九州市日明浄化センター
北九州市小倉南区中吉田二丁目10番1号
北九州市曾根浄化センター

北九州市上下水道局告示第37号

次のとおり公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始する。

その関係図面は、この告示の日から供用及び下水の処理を開始すべき日の前日まで北九州市上下水道局下水道部下水道保全課及び北九州市若松区役所まちづくり整備課において一般の縦覧に供する。

令和6年12月9日

北九州市上下水道局長 持山 泰生

1 供用及び下水の処理を開始すべき年月日

令和6年12月9日

2 下水を排除及び処理すべき区域

下水を排除及び処理すべき区域	
北九州市若松区大字有毛の一部	
〃	〃 大字蟹住の一部
〃	〃 南二島一丁目の一部
〃	〃 響町一丁目の一部

3 排水施設の位置及び合流式又は分流式の別

排水施設の位置	合流式又は分流式の別
北九州市若松区大字有毛地内、大字蟹住地内、南二島一丁目地内及び響町一丁目地内の各一部	分流式

4 終末処理場の位置及び名称

北九州市若松区安瀬64番15号

北九州市北湊浄化センター

北九州市上下水道局告示第38号

次のとおり公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始する。

その関係図面は、この告示の日から供用及び下水の処理を開始すべき日の前日まで北九州市上下水道局下水道部下水道保全課及び北九州市八幡西区役所まちづくり整備課において一般の縦覧に供する。

令和6年12月9日

北九州市上下水道局長 持山 泰生

1 供用及び下水の処理を開始すべき年月日

令和6年12月9日

2 下水を排除及び処理すべき区域

下水を排除及び処理すべき区域
北九州市八幡西区馬場山緑の一部
〃 〃 北鷹見町の一部
〃 〃 則松六丁目の一部

3 排水施設の位置及び合流式又は分流式の別

排水施設の位置	合流式又は分流式の別
北九州市八幡西区馬場山緑地内、北鷹見町地内及び則松六丁目の各一部	分流式

4 終末処理場の位置及び名称

北九州市八幡西区夕原町1-1

北九州市皇后崎浄化センター

北九州市上下水道局告示第39号

次のとおり公共下水道の供用区域を一部変更する。

その関係図面は、この告示の日から供用区域を一部変更すべき日の前日まで北九州市上下水道局下水道部下水道保全課及び北九州市小倉北区役所まちづくり整備課において一般の縦覧に供する。

令和6年12月9日

北九州市上下水道局長 持山 泰生

1 供用区域を一部変更すべき年月日

令和6年12月9日

2 供用区域を一部変更する区域

供用区域を一部変更する区域
北九州市小倉北区大字富野の一部

3 一部を変更する排水施設の位置及び合流式又は分流式の別

排水施設の位置	合流式又は 分流式の別
北九州市小倉北区大字富野地内の一部	分流式

4 終末処理場の位置及び名称

北九州市門司区松原三丁目5

北九州市新町浄化センター

北九州市上下水道局告示第40号

次のとおり公共下水道の供用区域を一部変更する。

その関係図面は、この告示の日から供用区域を一部変更すべき日の前日まで北九州市上下水道局下水道部下水道保全課及び北九州市小倉南区役所まちづくり整備課において一般の縦覧に供する。

令和6年12月9日

北九州市上下水道局長 持山 泰生

1 供用区域を一部変更すべき年月日

令和6年12月9日

2 供用区域を一部変更する区域

供用区域を一部変更する区域
北九州市小倉南区大字貫の一部

3 一部を変更する排水施設の位置及び合流式又は分流式の別

排水施設の位置	合流式又は 分流式の別
北九州市小倉南区大字貫地内の一部	分流式

4 終末処理場の位置及び名称

北九州市小倉南区中吉田二丁目10番1号

北九州市曾根浄化センター

北九州市公営競技局公告第37号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第4条に規定する特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、北九州市公営競技局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成30年北九州市公営競技局管理規程第11号）第2条において準用する北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和6年12月9日

北九州市公営競技局長 春日伸一

- 1 特定役務の名称及び数量
若松モーターボート競走場外向発売所運營業務 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市公営競技局ボートレース事業課
北九州市若松区赤岩町13番1号
- 3 契約の相手方を決定した日
令和6年10月28日
- 4 契約の相手方の名称及び住所
日本トーター株式会社
東京都港区港南二丁目16番1号
- 5 契約金額
月額1,991万円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
政令第11条第1項第2号に該当するため